

社会福祉法人 雅福社会

みやび認定こども園

# 運営規程

### (施設の名称等)

第1条 社会福祉法人 雅福社会が設置する保育所型認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 みやび認定こども園
- (2) 所在地 那覇市安謝1丁目8番24号

### (施設の目的)

第2条 みやび認定こども園（以下「当園」という。）は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

- 2 利用子どもの健やかな成長が図れるよう適切な保育環境を提供し、心身の発達の援助及び保護者に対する子育て支援を行うことを目的とする。

### (運営の方針)

第3条 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより「どの子どもも育つ育て方ひとつ」を目標に全ての子どもが健やかに成長するために、保育教諭が一体となって適切な環境が等しく確保されることを目指す。

- 2 当園は、利用子どもの意思、人格及びプライバシーを尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努める。
- 3 当園は、子どもにとって「楽しい、もっと遊びたい」気持ちが育つ環境構成に配慮する。
- 4 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、沖縄県、那覇市、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携を行う。
- 5 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置

する等必要な体制の整備を行う。

- 6 質の高い教育・保育サービスを提供するため、研修等で自らの専門性と人間性の向上ができるよう、職員研修の充実に努める。

#### **(提供する特定教育・保育の内容)**

第4条 当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

#### **(保護者に対する子育て支援の内容)**

第5条 当園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援するものとする。

- 2 当園は、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。

- 3 当園は、保護者に対する子育ての支援において、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努める。

#### **(職員の職種、員数及び職務の内容)**

第6条 当園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、利用子どもの受け入れ状況により員数が変動する場合がある。

##### **(1) 園長 1人 (常勤専従)**

園長は、教育・保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質向上に取り組みとともに、法令を順守し一体的な管理運営を行う。

##### **(2) 副園長 1人 (常勤専従)**

副園長は、園長を補佐し、園務を整理し、経営戦略の企画・立案・推進等の園務をつかさどる。また、園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う。

(3) 主任保育士 2人(常勤専従)

主任保育士は、園長及び副園長を補佐し、園務の一部を整理し、園児の教育・保育をつかさどる。また、計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務を行い、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て活動等に積極的に取り組む。

(4) 副主任保育士 1人(常勤専従)

副主任保育士は、主任を補佐し、園児の教育・保育をつかさどり、保育教諭その他の職員に対して、教育・保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

(5) 保育士、教諭 18人(常勤専従)

保育、教諭は、教育課程及び保育課程に基づき、園児に教育及び保育を一体的に実施する。

(6) 栄養士 1人(委託及び兼務の場合も含む。)

栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う。

(7) 調理員 3人(常勤専従)

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(8) 事務職員 1人(委託及び兼務の場合も含む。)

事務職員は、運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。

(9) 用務員 1人(委託及び兼務の場合も含む。)

用務員は、固定資産、施設設備の維持管理、ホームページ管理、園外保育時の運転手等を行う。

(10) 学校医 1人

学校医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(11) 学校歯科医 1人

学校歯科医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。

### (学期)

第7条 当園の学年は、4月1日に始まり、翌年の3月31日までとし、次の2学期に分ける。

(1) 第1学期 4月1日から10月の第2月曜日の直後の日曜日まで

(2) 第2学期 10月の第3月曜日から翌年の3月31日まで

### (特定教育・保育を行う日)

第8条 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の休日、12月29日から翌年の1月3日までの日、及び慰霊の日（6月23日）を除く。

2 1号認定児への教育・保育の提供については、前項の規定にかかわらず、次に休業日を加える。

(1) 土曜日

(2) 学年始休業日 4月1日から4月5日まで

(3) 夏季休業日 7月21日から8月25日まで

(4) 秋季休業日 10月の第2月曜日の直後の火曜日から10月の第2月曜日直後の金曜日まで

(5) 冬季休業日 12月26日から翌年の1月4日まで

(6) 学年末休業日 3月16日から3月31日まで

(7) その他理事長が必要と認める日

3 当園は、前2項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供す

ることがある。

- 4 当園は、台風等の非常災害その他急迫の事情があるときは、園長の判断により特定教育・保育の提供を行わないことがある。

#### **(特定教育・保育の提供を行う時間等)**

第9条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）は、午前7時00分から午後6時00分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。
- (2) 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）は、午前8時00分から午後4時00分または、午前9時00分から午後5時00分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。
- (3) 教育標準時間は、午前8時15分から午後2時00分とする。

2 当園の開所時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日 午前7時00分から午後7時00分。
- (2) 土曜日 午前7時00分から午後7時00分。

3 当園は、保育認定子どもが、やむを得ない理由により、保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）及び保育短時間認定に係る保育時間（8時間）の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において延長保育事業を実施することとする。

4 当園は、教育標準時間認定子どもが、やむを得ない理由により、教育時間の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において預かり保育を実施することとする。

#### **(利用者負担その他の費用等)**

第10条 当園は、那覇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第38号）第13条第1項の規定により、利用子どもの居住する市町村が定める額の利用者負担額を利

用子どもの保護者から徴収する。

- 2 当園は、那覇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第 13 条第 4 項の規定により、別表 1 に掲げる実費を徴収する。
- 3 当園は、延長保育事業の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表 2 に掲げる費用を徴収する。
- 4 当園は、預かり保育の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表 3 に掲げる費用を徴収する。

### (利用定員)

第 11 条 利用定員は、次のとおりとする。

学年	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
1 号	—	—	—	5 人	5 人	5 人	1 5 人
2 号・3 号	1 2 人	2 0 人	2 0 人	2 0 人	2 0 人	2 0 人	1 1 2 人
合計	1 2 人	2 0 人	2 0 人	2 5 人	2 5 人	2 5 人	1 2 7 人

### (利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第 12 条 当園は、教育標準時間認定子どもの保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒まない。

- 2 利用の申込みに係る教育標準時間認定子どもの数及び現に利用している教育標準時間認定子どもの数の総数が、第 11 条に定める利用定員の総数を超える場合においては、那覇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第 6 条第 2 項の規定により、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当園の教育理念に基づく選考等、事前に施設の管理者が定めて保護者に明示した公正な方法により選考する。
- 3 前項の選考の方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。
- 4 当園は、市が行った利用調整により保育認定子どもの当園の利用が決定

されたとき又は保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

#### (利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第 13 条 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認し、同意を得る。

2 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

(1) 子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 1 号から第 3 号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。

(2) 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。

(3) 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(5) 保育料の滞納が 2 か月以上あるとき

#### (修了)

第 14 条 園長は、園児が全課程を修了したと認めるときは、卒園時に修了証書を授与する。

#### (緊急時等における対応方法)

第 15 条 当園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

2 当園は、緊急時の内容等の記録を作成し、原因の究明及び再発防止に努める。

3 利用子どもに対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。



### **(非常災害対策)**

第 16 条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備する。それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月 1 回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

### **(虐待の防止のための措置)**

第 17 条 当園は、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等
- (2) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止
- (3) 虐待防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

2 同条第 1 項第 2 号における虐待などの行為とは、那覇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第 25 条に規定する行為をいう。

3 当園は、保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者（保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、速やかに、児童虐待防止等に関する法律に従い、那覇市及び児童相談所等適切な機関に通告する。

### **(秘密保持)**

第 18 条 当園の職員は、業務上知り得た利用子ども及びその保護者の秘密を保持する。

- 2 子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。
- 3 連携施設を利用する子ども及びその家族の秘密を保持する。
- 4 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。
- 5 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援

事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

### (苦情解決)

- 第 19 条 当園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。
- 2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。必要に応じて、沖縄県福祉サービス適正化委員会と連携する。その結果、必要な改善を行う。
  - 3 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
  - 4 当園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。また、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

### (記録の整備)

- 第 20 条 当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。
- (1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画
  - (2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録
  - (3) 那覇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第 19 条の規定する市への通知に係る記録
  - (4) 保護者等からの苦情の内容等の記録
  - (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
  - (6) 保育所児童保育要録・幼稚園幼児指導要録（当該児童が小学校を卒業するまでの間保存）

### **(安全対策と事故防止)**

第 21 条 当園は、安全かつ適切に、質の高い教育・保育を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。

- 2 事故発生防止のため職員に対する研修を実施する。
- 3 食物アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努める。
- 4 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じる。
- 5 事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、死亡事故、治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故（意識不明の事故を含む）については、那覇市にも報告する。

### **(健康管理・衛生管理)**

第 22 条 当園では、園児に対する健康診断を、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施する。

- 2 当園は、感染症又は食中毒が発生し、又まん延しないように、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

### **(保護者に対する支援)**

第 23 条 当園は、障害や発達上の支援を必要とする子どもとその保護者に対して、十分な配慮のもと保育や支援を行う。子どもや保護者に対しては、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行う。

- 2 当園は、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの快適で健康な生活が維持できるよう、保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

### **(業務の質の評価)**

第 24 条 当園は、那覇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第 16 条に規定する教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図り、教育・保育の質の向上を目指す。

2 保育教諭等の自己評価及び認定こども園の自己評価については、年 1 回は行い、認定こども園の自己評価については、その結果を公表する。

3 那覇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第 16 条に規定する外部による評価については、1～3年に 1 回実施し、その結果を公表する。

### **(その他運営についての重要事項)**

第 25 条 この規則に規定するものの他、実施にあたっての細部についての必要な事項は、法人理事長が定める。

2 より良い教育・保育の提供のため、利用者の了承なく改正することができる。この規則の改正は、法人理事会の議決により行う。

### **(附則)**

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担		
項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
1号認定	給食材料費	5,000円（月額）
2号認定3歳以上児	主食費	800円（月額）
保護者会費	保育環境の充実のため（一世帯）	500円（月額）
教育・保育材料	帽子・体育着・スモック・他	その都度徴収

別表 2

子どもの延長保育に係る利用者負担		金額
1～3号認定	18:00～19:00 0～5歳（月～土）	2,500円（月額）
	18:00～19:00 0～5歳（月～土）	300円（一日）

別表 3

教育標準認定子どもの預かり保育に係る利用者負担		金額
1号認定	14:00～18:00 3～5歳	400円（一日）
	7:00～18:00 3～5歳	800円（一日）
従来型預かり保育に係る利用者負担		金額
	9:00～18:00 0～2歳	2,000円（一日）
	9:00～18:00 3～5歳	1,800円（一日）